

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年 6 月29日

【会社名】 テクマトリックス株式会社

【英訳名】 TECHMATRIX CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 由 利 孝

【本店の所在の場所】 東京都港区三田三丁目11番24号

【電話番号】 03(4405)7800(代表)

【事務連絡者氏名】 コーポレート本部 経営企画部長 山 崎 基 貴

【最寄りの連絡場所】 東京都港区三田三丁目11番24号

【電話番号】 03(4405)7800(代表)

【事務連絡者氏名】 コーポレート本部 経営企画部長 山 崎 基 貴

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社は、2022年6月24日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2022年6月24日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の2022年9月1日の施行に伴い、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、定款の一部変更を行うものであります。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）として、由利孝、依田佳久、矢井隆晴、鈴木猛司、安武弘晃、海部美知、堀江愛利の選任をお願いするものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対する業績連動型金銭報酬に係る報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対し、新たに業績連動型金銭報酬の付与のための報酬枠を設定することにつき、交付する金銭報酬債権の額を年60百万円以内としてご承認をお願いするものであります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対する事後交付型業績連動型株式報酬に係る報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）に対し、事後交付型業績連動型株式の付与のための報酬枠を設定することにつき、交付する株式数は年60,000株以内、支給する金銭報酬債権の額は年60百万円以内としてご承認をお願いするものであります。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等の額改定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額を年額160百万円以内（うち社外取締役分は年額35百万円）に改定させていただくことについてご承認をお願いするものであります。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額改定の件

監査等委員である取締役の報酬限度額を年額50百万円以内に改定させていただくことについてご承認をお願いするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案 定款一部変更の件	325,202	547	0	(注) 1	可決 99.8%
第2号議案 取締役(監査等委員 である取締役を除 く)7名選任の件					
由利 孝	295,817	29,930	0	(注) 2	可決 90.8
依田 佳久	298,015	27,734	0		可決 91.5
矢井 隆晴	298,022	27,727	0		可決 91.5
鈴木 猛司	297,702	28,047	0		可決 91.4
安武 弘晃	297,634	28,114	0		可決 91.4
海部 美知	324,805	944	0		可決 99.7
堀江 愛利	324,768	981	0		可決 99.7
第3号議案 取締役(監査等委員 である取締役及び社 外取締役を除く)に 対する業績連動型金 銭報酬に係る報酬決 定の件	324,749	987	13	(注) 3	可決 99.7%
第4号議案 取締役(監査等委員 である取締役及び社 外取締役を除く)に 対する事後交付型業 績連動型株式報酬に 係る報酬決定の件	323,553	2,196	0	(注) 3	可決 99.3%
第5号議案 取締役(監査等委員 である取締役を除 く)の報酬等の額改 定の件	324,642	1,094	13	(注) 3	可決 99.7%
第6号議案 監査等委員である取 締役の報酬等の額改 定の件	324,660	1,076	13	(注) 3	可決 99.7%

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
 3. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。